

第2回農業委員会定例会(議事録)

1 日 時 令和4年2月28日(月) 午前10時00分
午前10時40分

2 場 所 竹原市民館2階 第2・第3会議室

3 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員,
7 土居委員
欠席農業委員 3 祐本委員, 6 赤坂委員

4 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池

5 審議案件

- 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第73号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について
- 議案第74号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第75号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について
- 報告第21号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について
- 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第2回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、7番土居委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、3番 祐本委員及び6番 赤坂委員です。</p> <p>会長不在のため、副会長の山元が議長を務めます。</p> <p>広島県がまん延防止等重点措置の期間延長を発令したことから、本総会につきましては、出席者の人数を減らすため推進委員の出席を求めないこととし、2月18日に担当推進委員と現地調査をした結果を踏まえ、事務局から現状の説明をすることとします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、吉名町字天満2143番の1筆、地目は畑、面積は823㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は馬鈴薯、にんじん等を作付けする予定です。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、吉名地域交流センターから北西に約550m付近にあります。現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、吉名町字大平方4695番、4696番、4698番、4699番1の計4筆、地目はいずれも畑、面積は計1,374㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はじゃがいも、ネギ、ナス等を作付けする予定です。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、吉名地域交流センターから南に約650m付近にあります。現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑，意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ，参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は，竹原町字来須 3328 番 5，3331 番 2，3414 番 3 の計 3 筆， 地目はいずれも畑，面積は計 1,284 m ² です。 申請の事由は，農業経営を開始するために申請されたものです。 営農計画はたまねぎ，ジャガイモ，大根，レモン，みかん，ゆず等を作付け する予定です。 用途が定められた区域にある農地であり，第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は，竹原市役所から北西に約 600m 付近にあります。 現地確認したところ，耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑，意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2，議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の4ページをご覧ください。 申請地は，吉名町字森谷 2435 番 1，2436 番 1 の一部の計 2 筆， 地目はいずれも畑，面積は計 402 m ² です。 自己住宅の用途で利用することに伴い転用申請するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は，吉名地域交流センターから北西に約 1150m 付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑，意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3, 議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ, 参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は, 竹原町字多井一ノ割2846番1の1筆, 地目は田, 面積は1,299㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は, 竹原西小学校から南西に約500m付近にあります。 現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑, 意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番と3番については関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ, 参考資料の5ページをご覧ください。 2番の申請地は, 竹原町字多井一ノ割2798番の1筆, 地目は田, 面積は1,623㎡です。 3番の申請地は, 竹原町字多井一ノ割2799番の1筆, 地目は田, 面積は1,692㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は, 竹原西小学校から南西に約650m付近にあります。 現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑, 意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に4番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の3ページ，参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は，竹原町字来須3414番28の1筆，地目は畑，面積は67㎡です。</p> <p>自己住宅の駐車場の用途で利用することに伴い所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり，第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は，竹原高校から北東に約250m付近にあります。</p> <p>現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に5番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ，参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>5番の申請地は，新庄町字城ノ本73番1，73番2，73番3，74番1の計4筆，地目はいずれも田，面積は計1,869㎡です。</p> <p>会社の駐車場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は，賀茂川中学校から南に約1400m付近にあります。</p> <p>現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に6番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ，参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>6番の申請地は，新庄町字下棕原875番2，875番3の計2筆，地目はいずれも田，面積は計1,206㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>

事務局	申請地は、賀茂川中学校から南東に約 600m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 73 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 5 ページ、参考資料の 8～9 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、東野町字下沖田 1409 番の 1 筆、地目は田、面積は 1,748 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、賃借権を設定する許可を令和 3 年 1 月 26 日付け指令竹農委第 5-2-58 号にて受けたものです。 完成期限を令和 4 年 1 月 25 日から令和 5 年 1 月 25 日までに延期するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 5 ページ、参考資料の 10～11 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、福田町太糖田 2918 番 1、2918 番 2、2918 番 3 の計 3 筆、地目はいずれも田、面積は計 809 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転する許可を令和 3 年 2 月 26 日付け指令竹農委第 5-3-9 号にて受けたものです。 完成期限を令和 3 年 5 月 10 日から令和 4 年 8 月 15 日までに延期するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。続きまして、日程第5, 議案第74号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ, 参考資料の12~14ページをご覧ください。 本議案は, 「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計17,008㎡, 対象人員は, 貸し手が4人, 借り手が3人, 1団体です。 内容につきましては, 参考資料12~14ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合, 令和4年3月1日付けで, 公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。議案第74号「農用地利用集積計画の決定について」は, 原案のとおり決定いたします。 次に日程第6, 議案第75号「下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ, 参考資料の15~16ページをご覧ください。 本議案は, 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定より, 竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。 申請地は, 田万里町字南ヶ原2929番, 2938番, 2942番1, 2942番2, 2948番4, 2950番2, 2951番1, 2951番3, 2956番1, 2959番1の計10筆, 面積は計1,766㎡です。 隣接する家屋については, 令和3年10月15日に空き家バンクの登録指定を受けています。 空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため, 下限面積の別段面積を1aとする特例区域に指定するものです。 事務局からの説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって, 原案のとおり, 申請地を下限面積の別段面積の特例区域として指定することに決定します。 次に日程第7, 報告第21号「利用権(農用地利用集積計画)の解約について」事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 8 ページ，参考資料の 17 ページをご覧ください。 今回利用権解約の申出があった案件の面積は 557 m ² ， 対象人員は，貸し手が 1 人，借り手が 1 人です。 詳細につきましては参考資料の 17 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 8，報告第 2 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ，参考資料の 18～21 ページをご覧ください。 令和 4 年 1 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告い たします。 件数は 6 件，筆数は田 2 0 筆，畑 3 3 筆の計 5 3 筆， 面積は計 27,640 m ² の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 18～21 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしま した。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	一般報告や協議事項等は特にありません。
議 長	以上をもちまして，令和 4 年第 2 回竹原市農業委員会総会を閉会いたしま す。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

議 長 祐本 征武

署名委員 土居 民喜